３　機構は、前三条及びこの条の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、機構指定納付受託者の事務所に立ち入り、機構指定納付受託者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

４　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

５　第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（機構指定納付受託者の指定の取消し）

第七百四十七条の十二　機構は、機構指定納付受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、第七百四十七条の八第一項の規定による指定を取り消すことができる。

一　第七百四十七条の八第一項に規定する政令で定める者に該当しなくなつたとき。

二　第七百四十七条の十第二項又は前条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三　前条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

四　前条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

２　機構は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を総務大臣及び各地方団体に通知するとともに、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第七百六十二条第二号ロ(3)中「第七百四十七条の五の二」を「第七百四十七条の六から第七百四十七条の十二まで」に改める。

第七百八十六条第二項及び第七百八十八条第二項中「第七百四十七条の五の二第二項」を「第七百四十七条の六第二項」に、「第七百四十七条の五の二第三項」を「第七百四十七条の六第三項」に改め、「特別徴収義務者」の下に「（機構が機構指定納付受託者（第七百四十七条の八第一項に規定する機構指定納付受託者をいう。以下この条において同じ。）を指定した場合には、当該機構指定納付受託者（当該機構指定納付受託者が第七百四十七条の九の規定により第七百四十七条の八第一項に規定する納付等事務の一部を第七百四十七条の九に規定する政令で定める者に委託した場合には、当該者を含む。）を含む。）」を加える。

第七百九十条の二中「第七百四十七条の五の二第二項」を「第七百四十七条の六第二項」に、「第四十六条第二項及び第七百八十八条第二項中「第七百四十七条の五の二第三項」を「第七百四十七条の六第三項」に改め、「特別徴収義務者」の下に「（機構が機構指定納付受託者（第七百四十七条の八第一項に規定する機構指定納付受託者をいう。以下この条において同じ。）を指定した場合には、当該機構指定納付受託者（当該機構指定納付受託者が第七百四十七条の九の規定により第七百四十七条の八第一項に規定する納付等事務の一部を第七百四十七条の九に規定する政令で定める者に委託した場合には、当該者を含む。）を含む。）」を加える。

附則第十一条の四第二項中「この条」を「この項」に改め、「、同条第二項中「土地」とあるのは「施設」と」を削り、同条第五項中「この条」を「この項」に改め、「、同条第二項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と」を削り、同条第七項中「この条」を「この項」に改め、「、同条第二項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と」を削る。

附則第三十三条の二第二項中「当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の道府県民税」を「前年分の所得税」に、「につき前項」を「につき同条第一項」に、「受けようとする旨の記載のある第三十二条第十三項に規定する特定配当等申告書を提出した」を「受けた」に改め、「（次に掲げる場合を除く。）」及び「ものとし、道府県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない」を削り、同項各号を削る。

附則第三十五条の二の三第一項中「第十項」を「第七項」に改め、同条第五項中「附則第三十五条の二の六第十二項」を「附則第三十五条の二の六第九項」に、「附則第三十五条の二の六第十一項から第二十項まで」を「附則第三十五条の二の六第八項から第十四項まで」に改める。

附則第三十五条の二の五第一項中「、第五項、第七項及び第八項並びに次条」を「及び第六項に」という。第七項」を「いう。第六項」に改め、同条第二項中「以下この条及び次条」を「次項」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「前項に定めるもののほか、第一項から第四項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第七項を第六項とし、第八項を削り、同条第九項中「に定めるもののほか、第七項」を削り、同項を同条第七項とする。

附則第三十五条の二の六第一項中「年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税」を「年分の所得税」に、「第四十五条の二第一項の規定による申告書」を「所得税法第二条第一項第三十七号の確定申告書（租税特別措置法第三十七条の十二の二第九項（同法第三十七条の十三の二第十項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第百二十三条第一項の規定による申告書を含む。以下この条において「確定申告書」という。）」に、「市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む」を「租税特別措置法第三十七条の十二の二第一項の規定の適用がある場合に限る」に改め、同条第二項中「第六項」を「第五項」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、同条第五項中「年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税」を「年分の所得税」に、「上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書（第八項において準用する同条第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）」を「確定申告書」に改め、「（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）」を削り、「年度分の道府県民税」を「年分の所得税」に、「これらの申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）」を「確定申告書」に改め、「とき」の下に「（租税特別措置法第三十七条の十二の二第五項の規定の適用があるときに限る。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項の規定の適用がある場合における」を「第四項の規定の適用がある場合における」に、「附則第三十五条の二の六第五項」を「附則第三十五条の二の六第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第八項及び第九項を削り、第十項を第七項とし、同条第十一項中「年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税」を「年分の所得税」に、「第三百十七条の二第一項の規定による申告書」を「確定申告書」に、「市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む」を「租税特別措置法第三十七条の十二の二第一項の規定の適用がある場合に限る」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十二項中「第十六項」を「第十二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十三項を削り、同条第十四項中「第十一項の規定の適用がある場合における」を「第八項の規定の適用がある場合における」に、「附則第三十五条の二の六第十一項」を「附則第三十五条の二の六第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十五項中「年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税」を「年分の所得税」に、「上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第三百十七条の二第一項又は第三項の規定による申告書（第十八項において準用する同条第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）」を「確定申告書」に改め、「（市町